

# 會報

第664号

2024年1月1日発行

一般社団法人  
監査懇話会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

明けましておめでとうございます



撮影場所：裾野市水ヶ塚公園

## 「夜明けの富士」

川村 知重

2021年12月、朝4時に起床し、未明の暗いうちから、懐中電灯をたよりに三脚をたて撮影の準備に入った。運よく快晴、荒々しい宝永山の入った富士の夜明けが眼前に現れた。  
撮影条件：56mm、f11、1/100秒、ISO1250。

# 新年のご挨拶



会長 太田 剛

皆様、明けましておめでとうございます。

2020年初頭にわが国で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、昨年5月法律上の位置づけが5類に移行され、それまでのように行政が要請・関与していく仕組みから、国民一人ひとりの意思を尊重し自主的な取り組みをベースとした対応に変わりました。最近では街中や電車内でもマスクを着用している人が少なくなり、繁華街の賑わいも戻るなど日本社会はようやくコロナ以前の“普通”の状況に近づいたと感じられるようになりました。

当会の活動はコロナの5類移行に伴い、それまでの様々な規制や自粛を解除しました。監査部会の活動や講演会は会場での参加とオンラインによるリモート参加の併用開催を引き続き実施する方針を維持していますが、両者を合わせた参加者数は着実に増加しており当会の行事として定着したといえる状況になっています。また活動終了後の懇親会も復活し、昼間の勉強や議論等の延長で参加した人たちのコミュニケーション醸成に寄与するなど、かつての当会の特徴ともいえる熱心な雰囲気が戻ってきました。

この1年間の当会入会者には、前任者からの交代や現行会員・会友からのご紹介に加えて、当会ホームページをご覧になり、その活動内容に興味を持たれ共感されて入会された皆様が多くいらっしゃいます。ホームページ改定によって新規会員獲得に向けた入会手続きページへの導入をわかりやすくリニューアルしたこと等も奏功し、新規入会の皆様の多くが、当会ホームページがきっかけであったとお答えいただくようになりました。日頃、運営に携わっておられる広報委員会、ホームページ管理委員会委員の皆様のご努力と、会員・会友の皆様のご理解とご協力に改めてお礼申し上げます。今後はこうした新入会員の皆様に、より一層、積極的に諸活動に参加いただくよう働きかけ、当会に愛着を持っていただくことで会員数の増加に繋がっていきたく考えています。

さて今年の世界経済は国際情勢の不安定化や不確実性が高まり、減速傾向が続くことは間違いないといわ

れています。米国の金融政策や中国経済の成長鈍化に加え、ウクライナ危機やイスラエル・ハマス紛争などの地政学的リスク、中国での不動産融資の不良債権化などの行方によっては、さらに厳しい状況が生まれるかもしれません。

このような世界情勢下、わが国経済をみると物価高は続くものの春闘での高めの賃上げなどが実現されれば、個人消費は次第に上向いていくことが期待されます。コロナ禍をきっかけとした働き方の多様化が求められ、デジタル化の一層の推進、人手不足対応など解決すべき課題は多いのですが、内需主導の成長の成否が、今後のデフレ脱却の重要なポイントとなるものと思われます。各企業はこれまで以上に思い切った経営施策や創意工夫を図り、これらの状況を乗り越えていくことが求められます。さらなる技術革新や活発な設備投資、新たなビジネスモデルの創造などで、従業員の賃上げも実現し、新しい日本のあるべき姿に向かって進んでいきたいものです。

一方コーポレートガバナンスに関する改革の動きも高まる中、企業では持続的な成長と企業価値のさらなる向上を目指して、様々な施策が実施されています。近年は特に気候変動問題や社会的な課題などのESG、SDGs、サステナビリティに関する課題への取り組みが急速に進展しており、機関投資家を含む多様なステークホルダーとの対話を通じ、またその要請に応じる形で、各企業は変わってきています。当会としては、このような企業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、その中で監査役等はどうあるべきか、またその職責を果たすために必要な諸課題について、本年も引き続き研究、議論の場を提供していきます。

また、当会のもうひとつの特徴である一般部会、生涯学習部会、同好会の各活動についても、その活動内容や魅力、参加者の声などを広く発信し、これまで以上に会員・会友の皆様の知的好奇心を満たしつつ相互のコミュニケーションの一層の充実に役立てるように、サポートしていきたいと考えています。

本年は、引き続きオンラインを活用した幅広いエリアからの参加に加え、昨年以上にリアル会場での参加者数の増加を目指します。そして、企業経営についての最新の情報や会社法制に関連する新たな動きなどについて、熱心な議論や相互の情報交換を行い、さらに活動終了後の懇親会でのコミュニケーション醸成などによって、かつてのような当会の活動のあり方を復活、定着させていきたいと考えています。またこうした活動の内容をホームページに掲載し広くPRすることにより、新たな会員獲得に繋がっていきたく思います。会員・会友の皆様には、引き続きご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

末筆となりましたが、今年も皆様のご多幸、ご健勝と益々のご発展をお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

演 題：M&A に関するルール整備の動向－同意なき買収と防衛策との関係を中心に－

講 師：東京大学社会科学研究所教授 博士（法学）田中 亘氏

## 1 はじめに

2023年6月に、金融審議会に「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」（以下、「金融審WG」という）が設置され、金融商品取引法の公開買付制度や大量保有報告制度の改正に向けた審議が進められている。また、経済産業省が2023年8月31日付で「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」（以下、「買収行動指針」という）を公表し、企業買収において買収者と対象会社取締役の双方がとるべき行動規範について提言を行っている。このように、日本の企業買収については、ハードロー（制定法）とソフトロー（法律以外の行動規範）の両面から、制度の整備が進められている。その背景としては、近年になって、わが国でも同意なき買収（対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる買収のこと。従来「敵対的買収」と呼ばれていた行為であるが、本講演では、買収行動指針の用語法を踏襲し、より価値中立的な表現である「同意なき買収」と呼ぶ）が行われるようになり、それに対して、対象会社の取締役会が買収防衛策を行使し、その適法性が裁判で争われるなど、M&Aの増加に伴って法的論点が増加しているということがある。

本講演では、同意なき買収と防衛策の問題を中心に、M&Aに関する近時の裁判例と、法制度の整備の状況について概観し、それについての私見を述べる[注1]。

## 2 わが国の買収防衛策

日本の上場会社は、同意なき買収に備えて、それに対する対応方針を予め定め、公表することがある。これを、「事前警告型買収防衛策」と呼んでいる。現在、わが国の上場会社のうち250社程度が、事前警告型防衛策を導入している（2008年頃は500社以上が導入していたが、機関投資家を初めとした株主の反対が強いこともあり、現在はその半分程度に減少している）。

典型的な事前警告型買収防衛策では、これを導入した会社（対象会社）に対して「大規模買付行為等」を行う者に対し、対象会社に設置された特別委員会（社外取締役を中心に構成される委員会）に一定の情報提供（買収者の属性や、買収条件や買収後に予定されている事業計画など）を行い、かつ、対象会社が買収提案について検討する期間を確保するための一定のルール（「大規模買付ルール」）を遵守するように求める。ここで「大規模買付行為等」とは、対象会社に対して公開買付け（TOB）をかけるか、または対象会社の株式（議決権）を一定の閾値以上に取得する行為（閾値は、15～20%に設定することが多い）と定義される。その際、買付者と「共同協調行為」をする者の保有株式も、買付者の保有株式と合算するという条項を置い

ている場合が多い。そして、①買付者（買収者）が、大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為等を進めるか、または②大規模買付ルールを遵守した場合でも、対象会社の特別委員会および取締役会が、買収は対象会社の企業価値や株主共同の利益を損なうと判断した場合には、大規模買付行為等に対して「対抗措置」を発動するものとしている。

このように、買収防衛策の導入時には、何か具体的な対抗措置をとるわけではなく、ただ将来それをとる場合があることを警告するだけであることから、日本の防衛策は、「事前警告型」防衛策と呼ばれる。

ここで、「対抗措置」として想定されているのは、対象会社の株主全員に対し、買付者（その関係者を含む）以外の株主だけが行使できるという条件を付した新株予約権を無償割当てすることである（これを「差別的新株予約権無償割当て」という）。このような新株予約権が株主に無償で割り当てられ、それが買付者以外の株主によって行使され、新株が買付者以外の株主に対して発行されると、買付者が対象会社に対して有する持株比率が低下し、また保有株式の価値も低下（希釈化）して経済的損失を被ることになる。

このような差別的新株予約権無償割当てによる対抗措置は、2007年に行われたスティール・パートナーズ・ジャパンによるブルドックスソースに対する同意なき買収（公開買付）に対して、初めて行われた。最高裁は、買収が企業価値を毀損し、株主共同の利益を害されるものである場合に、それを防止するために相当な内容であれば、差別的新株予約権無償割当てをすることも株主平等の原則の趣旨に反しないとして、当該事件の対抗措置を適法と認めた[注2]。もっとも、この事件では、買付者（スティール）に割り当てられた新株予約権は、すぐに対象会社（ブルドックスソース）が強制的に買い取るものとしており、しかもその買取価格は、スティール自身がつけた公開買付価格（ブルドックスソースの従前の市場株価に対して相当のプレミアムを付したもの）を基準に設定されていた。つまり、ブルドックスソース事件では、対抗措置は、買収者の持株比率を低下させる代わりに、買収者に経済的損失を与えないように対象会社が「補償」を行うことになっていた。このような補償付きの対抗措置が一般に行われるようになると、かえって、補償目当ての同意なき買収が横行するのではないかという批判を浴びた。

そこで、ブルドックスソース事件後に導入された買収



防衛策においては、対抗措置の発動を決定した後でも、買付者が買収を撤回すれば、対抗措置の発動は中止するものとしておき、それでも買付者が買収を強行したときには、買付者に対して補償をすることなく、差別的新株予約権無償割当てをするものとしている。その結果、近年の同意なき買収の事例では、対象会社が差別的新株予約権無償割当てを決定すると、買付者は、無償割当ての差止めを裁判所に請求し、裁判所が差止めを明示した場合はそのまま買収を続行し、差止め請求が棄却された場合は買収を撤回する（その結果、差別的新株予約権無償割当ては、実際には行われない）という形で、買収者に対する補償を行うことなく、解決するようになっている。

### 3 買収防衛策についての裁判例

同意なき買収に対して、対象会社が、買収防衛策に基づく対抗措置として差別的新株予約権無償割当てを行い、その適法性が裁判で争われた事例は、ブルドックソース事件を含めて相当数に上る。その傾向をおおまかにいえば、買収防衛策の導入時または対抗措置の発動時に、対象会社の株主総会の承認を得ている場合には、対抗措置は適法と認められる〔注3〕。これに対し、導入時と発動時のいずれの時点でも株主総会の承認を得ていない（導入・発動の判断を取締役会の決議のみで行っている）場合には、対抗措置は違法とされ、差し止められる傾向にある〔注4〕、といったよい。

このような裁判例の背景には、「会社の経営支配権争いの帰趨は、最終的には、株主が決すべきである」という考え方（以下、「株主意思の尊重原則」という）があると見られる。すなわち、2005年のライブドア対ニッポン放送事件（ライブドアが、ニッポン放送の株式を市場で買い集める方法で同意なき買収を試みたのに対し、ニッポン放送の取締役会が、フジテレビに割り当てて新株予約権の発行をしようとした事例）において、東京高等裁判所は、「誰を経営者としてどのような事業構成の方針で会社を経営させるかは、株主総会における取締役選任を通じて株主が資本多数決によって決すべき問題というべきである」と判示し、ニッポン放送による新株予約権の発行は著しく不公正なものであるとして差止めを命じた〔注5〕。ブルドックソース事件の最高裁決定でも、「特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるか否かについては、最終的には、会社の利益の帰属主体である株主自身により判断されるべきものである」と判示しており、株主意思尊重の原則は、最高裁判所のとるところになったとみてよい。

このように、裁判所が株主意思尊重の原則をとる結果として、対象会社の株主の多数が本当に買収に賛成している場合には、対象会社（その取締役会）が対抗措置を発動し、買収を止めることはほぼできない、といったよい。例えば、2019年に行われた伊藤忠商事のデサントに対する公開買付けや、2021年に行われ

たSBIホールディングスの新生銀行に対する公開買付けは、いずれも、対象会社の取締役会は買収に反対していたが、多数の株主の応募により公開買付けは成立した（新生銀行の事例では、取締役会は、対抗措置発動議案を株主総会に諮る意向を示していたが、結局、撤回した。対抗措置を株主に諮っても株主の多数の賛同を得られないと判断したものと同様に推測される）。また、現在も進行中の、YFOによる東洋建設に対する買収提案では、東洋建設の取締役会が買収に反対していたが、YFOの仕掛けた委任状勧誘戦により、株主総会で、YFOが推薦した取締役が東洋建設の取締役会の過半数を占めることになり、今後は買収が進むと予想される。

株主意思尊重の原則については賛否両論があると思うが、私は、この原則を支持している。同意なき買収については、対象会社の取締役には利益相反があり、その判断に十分な信頼を置くことはできないし、経営の専門家でもない裁判所が買収の是非を判断することも無理がある。結局、買収の是非は、会社の利益の帰属者である株主の判断に委ねることにならざるを得ないと思われる。また、同意なき買収に対し、株主の同意なく対抗措置をとれることは、経営に対する規律を損ない、適切でないと考える。

経産省の買収行動指針は、企業買収に対する3つの原則を掲げている（指針の2.1節）。その第1原則は、「企業価値・株主共同の利益の原則」であり、「望ましい買収か否かは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるかを基準に判断されるべきである」というものであるが、第2原則は、「株主意思の原則」であって、「会社の経営支配権に関わる事項については、株主の合理的な意思に依拠すべきである」というものである。また、第3原則は、「透明性の原則」で、「株主の判断のために有益な情報が、買収者と対象会社から適切かつ積極的に提供されるべきである」というものである。つまり、望ましい買収かどうかは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるかを基準に判断すべきであるが（第1原則）、その判断は、株主が行うべきであり（第2原則）、そして株主が合理的な判断を行うことができるようにするために、買収者と対象会社の双方は株主に有益な情報を提供すべきである（第3原則）、という論理構造になっているのである。そして、同指針の5.2節で、買収防衛策についても株主意思を尊重すべきことが強調されている。このように、買収行動指針においても、株主意思尊重の原則が確認されているといったよい。

### 4 市場買い集めに対するMOM決議による対抗

このように、株主意思尊重の原則は支持すべきものと考えるが、防衛策の行使（対抗措置の発動）には常に株主総会の承認が必要であるとする、問題も生じられると思われる。それは、とりわけ、同意なき買収が、取引所市場における株式の買い集め（以下、「市場買い集め」という）という形で行われる場合に、問題になる。

わが国の公開買付規制は、ヨーロッパ諸国（英国やEU諸国）と異なり、市場買い集めによって、上場会社である対象会社の経営支配権を取得することも、原則として自由である。日本の金融商品取引法（金商法）上、有価証券報告書の提出義務を負う会社の株式を市場外で買い付け、買付後の株券等所有割合（おおむね、議決権割合のこと）が3分の1超となる場合は、公開買付けをかける必要があるが（金商法27条の2第1項2号）、買付者が取引所の立会内取引市場で株式を買い集める分には、公開買付けをかける義務はない。

しかし、対象会社の経営支配権を取得しうるほど大量の株式取得を市場買い集めによって行うことには、問題が存する。第一に、市場買い集めの場合、公開買付けの場合には課される情報開示規制や、買付期間（株主が買収に応じるかどうかを検討するための期間）の規制が課されない。そのため、対象会社の株主は、そもそも買収者が買収をしようとしていることを知らないまま、経営支配権の取得が実現してしまう可能性があるし、そうでなくても、株主が十分な情報や検討期間が与えられないまま、買収に応じるかどうかを判断しなければならないようになる恐れがある。また、第二に、市場買い集めには、対象会社の株主に対し、株式の売却を強いる可能性がある。これは、学説や判例上、「強圧性」と呼ばれる現象である。これは、対象会社の株主が、「買収者が対象会社の経営支配権を取得すると対象会社の企業価値が低下する」と考える場合、そのような対象会社の少数派株主になることを回避するために、市場で株式を売却してしまいがちになり、その結果、対象会社の企業価値を毀損する買収が、かえって実現しやすくなってしまう、という問題である。

市場買い集めには今述べたような問題があるため、私自身は、同意なき買収が市場買い集めによって行われようとしているときは、対象会社は、取締役会の決議だけで（つまり、株主総会の承認を得ることなく）、買収防衛策を導入し、買付者に一定の閾値（例えば20%）を超えて市場買い集めによって株式を取得しないように求め、それでも買収者が要求を無視して閾値を超えて市場買い集めを続けたときは、（やはり取締役会の決議だけで）対抗措置として差別的な新株予約権無償割当てを行うことも適法とすべきだと考えている。このようなルールの下でも、買付者が、本当に対象会社を買収しようとするのであれば、強圧性のより少ない公開買付けの方法によることもできるし、また、対象会社の株主総会で委任状勧誘戦をしかけて、対象会社の取締役を交替させて買収を続ける方法があるのであるから、企業価値を向上させる買収が阻害されることにはならない。かえってこのようなルールにしたほうが、対象会社の株主が、買収の是非について合理的に（とりわけ、強圧性のかからない状況下で）判断できるようになるので、適当であると考えからである。

けれども、2021年4月の日本アジアグループ事件決定において、東京高裁は、市場買い集めに対するものであっても、対象会社は、取締役会の決議のみによっ

て、差別的な新株予約権無償割当てによる対抗措置をとることは許されないとして、差止めを命じた〔注6〕。同決定は、そのような対抗措置をとるには、事後的であっても株主総会の承認を得るべきであるとするようである。しかし、市場買い集めに対する対抗措置の発動にも株主総会の開催を要求する場合、株主総会の基準日まで、買付者が市場買い集めによって株式を買い占めてしまい、対抗措置の発動を阻止できてしまうという問題がある。

そこで、本来、市場買い集めに対する対抗措置の発動は、取締役会の決議だけでできると解すべきであるが、もしも裁判例のように株主総会の承認を要求するのであれば、その承認決議は、対象会社の株主のうちの利害関係のない株主、具体的には、「買付者とその関係者および対象会社の取締役とその関係者」以外の株主の議決権の過半数によって行うことができるものとすべきである（このような決議を、実務上、Majority of Minority 決議【MOM決議】と呼んでいる）。2021年末に起きた東京機械製作所事件では、買付者が、市場買い集めにより、対象会社の株式（議決権）の約3分の1を取得し、それに対して対象会社の取締役会が買収防衛策（大規模買付ルール）を導入したが、買付者は、大規模買付ルールを遵守することなく、さらに市場買い集めを進めて3分の1超の株式（議決権）を取得したため、対象会社が、MOM決議による承認を得て、差別的な新株予約権無償割当てをすることを決定した。これに対し、買付者が差止め請求を提起したが、東京高裁は、市場買い集めの強圧性も理由の一つとして、対抗措置は必要かつ相当であると認めて、差止め請求を棄却し〔注7〕、最高裁もその判断を是認した〔注8〕。結果的にこの事件では、買付者が買い集めた株式を売却し、買収の試みから手を引いた。これまで述べてきたことから、対抗措置を適法とした裁判所の判断を支持すべきだと考えている。

## 5 買収法制の今後

現在、金融審WGにおいて、公開買付規制の改正が検討されており、市場買い集めについても、一定の規制が課される見通しである。具体的には、現行の金商法上、市場買い集めは原則として公開買付規制の適用除外としているのを改め、市場内であれ市場外であれ、対象会社の株式を買い付けた結果、株券等所有割合が一定の閾値（現行法では3分の1だが、改正により多少引き下げられる可能性もある）を超えるときは、公開買付けの実施が強制されることになりそうである。もっとも、このような改正が実現した後も、一定の閾値に達するまでは、市場買い集めは自由に行えることには変わりがない。特に、いわゆるアクティビスト（対象会社の株式を相当数取得して、経営に対する要求を行う株主）は、対象会社の株式を取得するとしても20%程度にとどめる例が多いが、その程度の持ち株比率であっても、対象会社の経営には相当な影響力を与えうることから、公開買付規制における閾値未満であっても一定以上（例えば、20%以上）の株式（議

決権)を取得する行為に対しては、買収防衛策をとりたいと対象会社(その取締役会・経営陣)が考える場合が少なくないと思われる。このように、公開買付規制の改正後も、なお買収防衛策がとられ、その適法性が裁判で争われる事例は出てくると思われ、そのとき裁判所がどのような判断をするのかが、今後、注目される。

(本要旨は講師の田中亘先生からご寄稿いただきました)

#### [注記]

1. 本講演で論じる問題とそれについての私見につき、詳しくは、田中亘『企業買収と防衛策』(商事法務、2012)、田中亘「防衛策と買収法制の将来」別冊商事法務 470号 77-103頁[初出・旬刊商事法務 2286号・2287号]参照。
2. 最決平成 19・8・7民集 61巻 5号 2215頁。
3. ブルドックソース事件(対抗措置発動時に株主総会の特別決議により承認)の他、日邦産業事

- 件(名古屋高決令和 3・4・22資料版商事法務 446号 130頁。防衛策導入時に株主総会の普通決議により承認)、富士興産事件(東京高決令和 3・8・10金融・商事判例 1630号 16頁。対抗措置発動時に株主総会の普通決議により承認)、東京機械製作所事件(最決令和 3・11・18資料版商事法務 453号 94頁。対抗措置発動時に株主総会の「MOM決議」により承認)。東京機械製作所事件でとられた MOM 決議については、後述する。
4. ピコイ事件(東京高決平成 20・5・12判例タイムズ 1282号 273頁)、日本アジアグループ事件(東京高決令和 3・4・23資料版商事法務 446号 154頁)。
  5. 東京高決平成 17・3・23判例時報 1899号 56頁。
  6. 東京高決令和 3・4・23資料版商事法務 446号 154頁。
  7. 東京高決令和 3・11・9資料版商事法務 453号 98頁。
  8. 最決令和 3・11・18資料版商事法務 453号 94頁。

## 第803回講演会

2023年11月1日

演 題：家康—戦国から江戸へ—

講 師：東京学芸大学名誉教授 大石 学氏

今日はNHKの大河ドラマ『どうする家康』に関わり、家康の歴史的位置・役割をどう考えるか、という事をお話します。ドラマの家康は前半生を長く描いている印象ですが、私は家康が大御所になってから果たした役割とその後の展開について関心があるので、こちらを中心に話していきます。

### 《アーリーモダンとしての江戸時代、その基礎を築いた家康》

#### 1. 徳川時代は『平和』の時代

慶長8年(1603)から慶応3年(1867)までの足かけ265年にわたる「徳川日本(Tokugawa Japan)」=「江戸時代」は、その大部分が、国内・対外的に戦争のない「徳川の平和 Pax Tokugawa」と呼ばれる「平和」と「文明化」の時代として特徴づけられます。

それ以前、16世紀の約100年にわたる戦国時代は、多くの武将・英雄を生み出しましたが、彼ら戦国の勝利者は、より多く人を殺し土地を奪った人物たちです。こうした価値が横行した戦国時代を克服し江戸時代に入ると、これらの行為は犯罪とされ武器は国家規模で管理されました。唯一武器の保持を認められた武士たちも、自らの判断で勝手に武器を使用することを禁止されたのです。つまり、武力による問題解決、武力による個や共同体の維持救済などの戦国的意識・習慣から、武器の国家管理、法にもとづく紛争解決、武力による現状変更の禁止など、江戸的「平和」「秩序」の制度・システムへの転換です。換言すれば、「人を

殺すほど、土地を奪うほど英雄やヒーローになる」という価値観から、「人を殺せば、人の物を奪えば、公権力・国家権力により法に基づき罰せられる」価値観への大転換でした。

この時代、庶民は刀、鎧、弓などの武器をもつことは禁止されました。鉄砲は農具としてのみ許可され、動物の駆逐に使用されました。また、独占的に武器を持つことを許された武士たちも、その勝手な使用は禁止されました。私的な決闘(戦争・武力)による問題解決は、社会的に封じ込められたのです。武士が権利として武力を発動する“チャンバラ”は現実のシーンからは消えていきました。

領主の武士は兵農分離や転封政策(引っ越し)によって在地性を失い官僚化し、領地の民衆(農民)との関係は文書主義・契約主義が第一義となり、恣意が働きにくいシステムが形成されました。民衆による一揆・騒動などは領主にとって領内不取締りとして、御家断絶などの処罰の理由となるため、御家第一・平和第一の前例主義や横並び主義の官僚支配が普及していきました。多くの武士たちは、自分の領地からの年貢ではなく、幕府や藩から蔵米(サラリー)を与えられて任務を遂行する存在となりました。



この転換と長期の『平和』は何によって実現されたのでしょうか。様々な要因が考えられますが、その基本は“江戸の教育力”と言えます。“江戸の教育力”による個性の獲得やリテラシーの向上、コミュニケーション能力の強化などによる新たな価値の創出・共有は、紛争の「平和」的解決や、集団・組織の安定的運営、文化・学問の発展などに大きく寄与しました。江戸時代の武器不使用や教育普及に基づく秩序維持は、世界を見てきた多くの来日外国人が高く評価しています。今日、国内のみならず世界的にも「和風」「日本風」「EDO TOKUGAWA JAPAN」として知られているのです。

武器を抑制的に使うことは、現代の警察や自衛隊にもつながっているように思います。昨日(10月31日)、埼玉の郵便局で「人質立てこもり事件」がありました。外国の場合、突入して、銃撃戦をして犯人も射殺するケースが目立ちます。しかし、埼玉県警は犯人を説得して人質を解放させ(もう一人は自力脱出)、その後、機会を窺って建物に突入し、犯人を逮捕しました。警察が武器を抑制的に使った日本的な解決の仕方でした。同様に大震災などの際、人々が助け合う互助の姿が外国から称賛されたり、モノを失くしてもかなりの確度で戻ってくるなど、外国に比べ日本の治安・安全の良さが指摘されます。それは、日本が明治維新を達成したから、戦後に近代化したから、という事ではなく、江戸時代に出来上がった事でした。日本でも戦国時代には死体があれば本人の所有権がなくなったとして、身ぐるみ剥ぎ取っていました。合戦が始まれば、農民はそこへ出かけ、勝った側と共に戦死者から様々奪いました。今の私たちが理解できる感性、制度、システムは江戸時代に出来上がったのです。

## 2. 変わる江戸時代のイメージ

江戸時代の『平和』と『文明化』に着目することで、江戸のイメージは、従来の近代社会との断絶面に注目する領主(武士)の抑圧・収奪面を強調する「封建制」から、近代との連続面を評価する「初期近代(アーリーモダン)」、近代化の第一歩と変化しつつあります。「未開の貧困時代」「抑圧的な封建時代」という「前近代」イメージから、「文明化」イメージへの変化です。

250年以上、国内でも、外国とも戦争のない長期の『平和』を実現した時代、リサイクルをして物を大切にし環境に配慮した時代、共同性・共同機能がよく維持された時代とも言えます。世界各地を見て、この極東の小国に到達した多くの外国人たちが江戸の『平和』や『秩序』『文明』を高く評価しています。

この江戸のイメージの変化の背景には、今日、欧米が主導する近代文明が、地球温暖化に伴う激甚災害の多発化、パンデミック、資源エネルギー・環境・人権・格差・核・戦争など諸問題の噴出により、文明の内部と外部から危機を深刻化させている状況があります。これに対する日本的な危機意識の表出が、江戸時代の見直しや再評価の一因になっています。

今日、日本と世界は、近代化・グローバル化の先に

どのような未来を構想するのか、厳しく問われています。江戸時代の歴史的 position を現代の日本的視野(個別的価値)と世界的視野(普遍的価値)から、あらためて検討する作業は新たな未来像・世界像を構築するうえで大きな意義を持ちます。

## 3. 家康の個性、そして『平和』を享受した民衆

織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の3人を比較した句に、「なかぬなら殺してしまへ時鳥(ほととぎす)」(信長)、「鳴かずともなかして見せふ杜鵑(ほととぎす)」(秀吉)、「なかぬなら鳴くまで待よ郭公(ほととぎす)」(家康)、という有名なものがあります。江戸時代後期、肥前平戸(長崎県)藩主の松浦静山が著した随筆『甲子夜話』(1821年、文政4年起筆)に所収されたもので、3人の個性や歴史的役割を表す句として紹介されています。

室町幕府や朝廷、寺院、神社など古い権威にチャレンジした信長(1534～82年)、さまざまな創意工夫と策略で日本を統一した秀吉(1537～98年)、そして二人の仕事を受け継いで完成させた家康(1543～1616年)という、戦国時代を終わらせた3人を巧みに詠んでいます。他にも作者不明ですが、江戸後期の落首に「織田がつき、羽柴がこねし天下餅、すわりしままに食うは徳川」という歌もあります。信長と秀吉が一生懸命作った成果を、家康が苦勞せずに手に入れたというものです。3人はリレーをするように、戦国時代に幕を下ろし、春を告げるホトトギスを鳴かせ、『平和』(天下泰平)という餅をつきあげたのです。

しかし、ホトトギスの声を聞き餅を食べたのは、家康だけではありません。265年にわたる江戸時代の人々もまた、『平和』の恩恵を受けたのです。ともすると、合戦に明け暮れた戦国時代に比べ、江戸時代は地味で面白味のない時代と映るかもしれません。ですが、改めて考えて下さい。タイムトラベルして、ある時代で生活するとしたら、合戦が日常的に行われる戦国時代に行きたいでしょうか。文明の最前線の今日、世界は未だ戦争やテロ等で多くの人命が失われています。徳川家康が開いた265年におよぶ『平和』の江戸時代が、あらためて魅力あふれる時代に見えてきませんか。

## 《江戸時代という近世の歴史的 position ～時代区分変更の提言》

現在は明治維新を画期として、江戸時代の近世は近代との断絶面に着目して、「前近代」とされています。言うまでもなく、明治維新による西洋化を高く評価するためです。しかし、私は戦国動乱、さらにその集大成である関ヶ原の決戦を画期として、江戸時代の近世は「初期近代」としての性格、つまり、近代との連続面に着目しています。家康は江戸に首都機能を持たせ、関東をベースとした日本の秩序を作り上げていきました。近世～近代を江戸～東京の連続と見ることによって、新しい日本史が見えて来る、と私は提言しています。

## 1. 家康の偉業の一つ、東アジア或いは世界との秩序の形成

幕末に來たフランスの公使、ロッシュは「二百五十年の間、国内泰平にして目に干戈を見さるの洪福を保てるは、世界に聞たる例なき所なり」と、極東（ファースト）の日本に來て、これだけ長い間『平和』を保ったのは世界に例がない、と高く評価しています。

『平和』の達成は、国内の平和ともう一つは東アジアとの平和について言えます。秀吉は天正20年(1592年)～文禄2年(1593年)と慶長3年(1598年)と二度にわたり朝鮮を侵略し、朝鮮軍・來援の明軍との大戦争を引き起こしました。朝鮮社会に多大な被害を与え、日本と朝鮮は国交断絶状態になりました。現在のイスラエルのガザ侵攻、ロシアのウクライナ侵攻同様、戦火の収め方、国交や平和秩序の回復は戦争を始める時以上の大問題です。

家康はこの課題を比較的短期間で克服・達成しました。戦後9年経った慶長12年(1607年)、対馬藩の協力を得て朝鮮から使節を迎えます。同時に侵略の際に日本に連行した朝鮮人たちを帰国させます(自分の意思で残った人たちは陶磁器職人になったり、学者になった人もいます)。同14年(1609年)には、両国の友好関係を約す己酉(きゆう)約定(通商修好条約)を締結します。室町時代から続きながら中断していた朝鮮からの通信使は再開され、この後、175年間で9回来日しました。幕府は鎖国政策をとる一方で、中国やオランダと貿易関係を結び、国際関係を安定化させたのです。オランダとは出島で、中国とは唐人屋敷で、貿易を行いました。ヨーロッパ情報を日本、江戸へもたらしてもらい、ナポレオン戦争やクリミア戦争も知っていました。

戦国時代にはスペイン、ポルトガルが鉄砲やキリスト教を伝来し、のちイギリス、オランダが來ますが、幕府は最終的にオランダを選びます。これにより、オランダが日本の外にバリアを張り、他のヨーロッパ各国が近づくとそれを妨害し日本との独占貿易を確保しました。やがて、オランダがヨーロッパの中で力を失うと、米英仏露等様々な国々が鎖国の網を破って日本に侵入することになります。

## 2. 『平和』を基礎から支える“江戸の教育力”

庶民は利息計算はきちんとできて、文章を書ける人や読める人は多数いました。浮世絵にも町に看板があふれ、長屋に沢山ピラが入る様子が描かれています。子供は寺子屋で学んだ事について帰宅後、親子で話し合うシーンの小話は沢山あります。幕府も庶民が読めることを前提に、平仮名を多くした高札を掲げ、彼らが幕府の触れを自ら知ることができるようにしました。これらの制度・システムは武力による解決を避け、話し合いや法律に基づく文明的な解決の仕方を準備したと言えます。

余談ですが、江戸時代が世界と非常に安定的な関係を作り、それを支えたのが教育だという考えをベースに水戸の弘道館、栃木の足利学校、備前(岡山)の閑

谷(しずたに)学校、大分の咸宜園(かんぎえん)4校をまとめて今、世界遺産に名乗りを上げています。咸宜園を開いた学者の広瀬淡窓は体が弱く、江戸にも京都へも長崎へも留学、勉強したことはありませんでした。そこに、全国から80年間で5千人も集まって寄宿生活をし、周辺の豪商の家でアルバイトをするなどして勉学を続けました。江戸期、子供たちは寺子屋などの“勉強”で最低限のコミュニケーション能力をつけ、その後は、職人の子は親の家業を継ぎたいと思えば継ぎ、さらに学びたい者は藩校や私塾に行き、医学、語学、兵学などを学びました。その人の一生に役立つ知識や技術を身に着けました。そういう教育の在り方をもう一度見直して、明治から(の教育)が正解で、それ以前のものは不正解、という見方を止めてみませんか、というのが世界遺産申請の基にあります。

## 3. 列島社会の構造転換：古代・中世の首都・畿内から、近世・近代の首都・江戸～東京へ

家康は息子の秀忠と相談の上、江戸を首都と決めました。主体的・選択的に選び、ここで初めて東日本に首都機能を持つ都市が出現しました。古代・中世は飛鳥、奈良、京都と首都は畿内でした。鎌倉時代は鎌倉の武家が軍事警察部門を独占しているだけで、政治の本体は京都にありました。戦国時代までは日本の首都は畿内です。

家康は首都を畿内から江戸にいきなりは動かせないということで、大御所になってからは駿府で政治を行いました。官僚の多くは江戸にいますが、駿府から指示する形で政治を行いました。二代将軍の秀忠は大御所になった時は江戸城内にいて、西の丸に入ります。三代家光は本丸に入り、江戸城内での大御所政治になります。段々に江戸に一極化していったのです。

首都が畿内にある限り中国や朝鮮の影響も多いし、朝廷の権威も続きます。江戸に移すことにより、それらを弱めようとしたと考えられます。八代将軍吉宗は参勤交代の起源について「三代将軍家光の頃まで江戸は寂しく、国都の体を成していなかったので、当時の老中ら幕閣が江戸を賑わわすために行った政策」と評価。江戸の首都機能を強化するために、様々な政策を展開したことが分かります。これらにより、江戸の首都性・首都機能は強まります。首都江戸は外交の拠点としても機能し、朝鮮からの通信使、琉球の慶賀使・謝恩使、オランダ商館長は慶事や将軍の代替わりへの挨拶、毎年の参府等は京都を素通りして、一路、江戸へやってきました。

江戸は明治維新によって初めて東の京＝東京として首都になったのではなく、江戸時代から首都機能を維持していたのです。権力都市の江戸が江戸時代を通して権威化し、幕末期に和宮が降嫁して、そして天皇が移り、権力と権威を完全に持った首都東京になったのです。

明治維新の政府、特に大久保利通は当初敵地の江戸ではなく大坂に首都を置きたいと思っていました。しかし大坂は狭く、インフラが江戸に一極集中していた

ため、これを抜きに日本を統治することができない、となったようです。ですから、江戸～東京の連続は、首都機能の連続と、これに伴う様々な文明の連続と見ることができるのです。

明治新政府の役人で一番多かったのは薩長土肥ではなくて、幕臣でした。幕府のノウハウ、行政ノウハウを利用しなければ、新政府は行政を展開できなかったのです。無論、行政の上級職は討幕派の薩長が押さえたのですが、下支えた行政マンは旧幕臣たちでした。ここにも江戸～東京の連続性が見られるのです。

#### 4. 武士の官僚化と使われない刀

私は最近、江戸時代の資料の中で「武士たちが江戸城へ通勤する」という表現を見つけて思わず笑ってしまいました。今日、サラリーマンが東京駅から大手町へ通うのと同じです。武士たちは兵農分離を進め、日本統一と共に武力ではなく行政官僚へと変わっていきます。出世は戦場の手柄ではなくて、日常の仕事の成果によって決まりました。武士の刀は、武器ではなく証明書になりました。幕末に日本にきた仏海軍士官のデンマーク人・スエンソンは、武士は帯刀しながらも刀を使わないことを記し、他の来日外国人らも、二本差しの長い刀は公務の刀で武士の身分証明、短い刀は己が責任を取る際の自決用のものと書いています。一方、兵農分離により農民は武士がいなくなった農村を自分たちで自治に基づき生活し、生産を行いました。

#### 5. 大名行列を見過ごす人々

大名行列について、幕末期のドイツ（当時プロイセン）外交使節特使・オイレンブルクの遠征記には、「身分の高い人の行列にあっては、前を行く先ぶれが『ひざまずけ』と叫ぶが、人々が平伏するのを見たことはなく、民衆は恐れて道を避けるがこれら権力者をさほど気にしていない。大部分の者は平然と仕事をしていた」とあります。言われてみるとそうなのです。当時約260の大名のうち、江戸常駐の老中ら幕府役人を除いた200人の約半数は在国で、半数は江戸にいます。これらの多くが毎年3月から4月にかけて一斉に参勤交代するのです。このラッシュアワーを毎回土下座していたら大変なことで、仕事になりません。お互い見えないふりをするのは、当たり前です。

#### 6. 身分制と土農工商

明治維新を高く評価する研究者は、江戸の身分制や差別性を強調しがちです。一方で「土農工商はなかった」との評価も見られます。

「土農工商」は確かにありました。しかし、この身分制は個人としては、かなりの自由度がありました。武士身分の人が農民や町人になったり、作家や芸術家になることもありました。農民でも長男、長女が家を継いでしまえば、残る弟妹は江戸に出ていき、町人になってそこで家族をつくることもしばしばでした。農民に生まれると一生農民とか、町人は一生町人と思われがちですが、決してそうではありません。家を単位

にした身分制であって、個人は比較的自由で、フレキシブルに身分が変わる時代でした。

「土農工商」について当時の儒学者たちは「役」と書いています。武士は行政を担当し世の中のリーダーに、農民は“天地生殖”の財を司り田畑を耕して食べ物や着物の原料を作っていく、職人（工）は天地器用の財を司り世に役立つものを作る。商人は金を扱うから卑しいなどと言われましたが、そうではなく天地の偏りをなくす、有を省きて無を補うことで天下を均（なら）す、というわけです。土農工商は世界・社会に対する、天下に対する役割として認識されていたのです。ここにそれぞれのプライドも見えてきます。

永続的な家族ができるのは江戸時代です。戦国時代まで庶民は安定的な家族を形成できませんでした。現在、ある家の墓をずっと遡っても、天皇家や宮家等ごく一部を除き、精々元禄等江戸時代までです。江戸時代に、家計、家業、家という単位で世の中が出来上がるのです。その家が前述の「身分」と密接に関わり、武家、農家、職人の家、商人の家という枠組みが出来、その出入りは意外とフレキシブルだったのです。

江戸時代にできたこの家制度が今日グローバリズムの中、少子化の進行で不安定になっています。地方都市の古い城下町では、かつて繁華街だった商店街がシャッター街になっています。郊外型のショッピングモールができ、そこでは子供たちを遊ばせる施設を併設するなど、人の流れが郊外へと変化しています。グローバル化により江戸時代のシステムが構造的に変化してきているのです。

#### 7. 抑圧された女性像から自立的・社会的な女性像へ

江戸時代の女性たちのリアルも女性史研究の進展で、様々な権利を主張するアクティブな姿が浮かび上がっています。幕末期の英公使館一等書記官、R・オリファントは、「日本の女性が世界の中で自分たちが一番虐待されていると思っていると想像してはいけません。それどころか、おそらく東洋で女性にこれほど多くの自由と社会的享楽が与えられている国はないだろう」とその地位を評価し、「女性の地位は西洋で彼女たちが占めているところに近い。女性は隔離されることなく、劇場にも芝居見物、食事にも遊山にもまた草花の展示会にさえも出かけ、思うままに振る舞う。船遊びをし、三味線に堪能である女性は踊りも達者だ」と続けます。さらに「教育は子供や女性にも施される権利がある」と言っています。

#### 8. 鎖国への新たな評価

江戸時代的外交体制である鎖国は封建的な政策で、このため日本の近代化が遅れたなどと言われます。しかし、国家が国民を管理する、外国との行き来や外国人の出入りを把握するという点に着目すると、古代・中世と大きく異なるのです。

私たち自身、ついこの間コロナ政策で各種の制約を受けました。外国への出入り、外人の出入国も制約されました。それが一番厳しい形で、出されたものが鎖

国です。鎖国は国家が国民を管理する近代的システムと見ることができ、国家が国民を管理する制度です。戦国大名が一見強く見えても、自国の領民がいつ外国に行って、いつ外人が日本に来ていたのか、分かりませんでした。鎖国とは国家が国民との間で近代的な関係を取り結んだ、とも言えるわけです。私たちも今外国に行くにはパスポートで許可を得て出国し、帰国の際の入国もパスポートを見せて許可を得るわけです。鎖国はそう古臭い政策ではないことになります。

#### 《家康の大御所時代～駿府を中心に江戸への橋渡し》

江戸～東京の連続は、首都機能の連続と言えるわけですが、その基礎を造った家康はどんな国家構想を持っていたのか。彼が天下を統一してから、どこにいたのか、その居場所をパーセンテージにして、図（HP「第803回講演会 資料」15P参照）にしてみました。江戸、伏見、大坂、駿府等々にいたのですが、一番長いのは駿府でした。

慶長10年（1605年）、2年前に就いた將軍職を秀忠に譲り、自らは大御所となり、駿府を「居場所」と定めます。その理由の一つに、富士山が間近にあることを挙げられると思います。京都から富士山は見えませんが、東国に首都を置こうとする家康にとって特別なシンボルだったと思います。『徳川実紀』によれば、甲斐武田を滅ぼした信長が京都へ戻る際、家康にわざわざ富士山を案内させています。信長にとっても、家康と富士山は一体化していたのです。首都江戸からは浮世絵に出てくるように日本橋から江戸城の先に富士

山が見えます。家康は人為的に城下町建設をしていったのです。

大御所になって2年後の慶長12年（1607年）駿府城が落成し、家康はここで江戸を指揮して政治を行っていきます。各大名は必要に応じて、駿府と江戸を行ったり来たりしています。

昨年、静岡市立の博物館（静岡市歴史博物館）がオープンして、「首都駿河」とタイトル化しました。私は「副首都」「サブ首都」でいいかと思っていますが、考えようによっては、プレーンと共に家康が駿府で政策を決めており、駿府の首都機能は無視できないという側面もあります。

『徳川実紀』によれば、家康は時に応じて関東行田の代官を駿府に呼んでその年の関東の農作物の出来を聞いたり、伊豆三島の代官から八丈島の年貢の桑について報告を受けたり、諸国の不正金の沙汰をしたりしました。ヤン・ヨーステン、ウィリアム・アダムスといった外国人顧問たちも駿府に詰め、家康の様々な諮問を受けました。

#### 《終わりに》

首都江戸はいきなり完全な形で成立したわけではなく、駿府の首都機能の分有あるいは補完を必要としました。家康は大御所として駿府から首都江戸を中心とする新たな国家を作っていたのです。

以上、私が考える、家康の果たした“歴史的役割の新しい意義”をお話ししました。（文責 清水光雄）

## 第580回研修見学会

2023年11月8日

### 山梨県の峡東地域世界農業遺産、恵林寺、宮光園、シャトー・メルシャン ワイン資料館、ルミエールワイナリー

嵐のような前日の悪天候とはうって変わり、11月とは思えないほど暖かく雲ひとつない快晴のもと、募集段階から“連呼”していた「新宿駅西口の工学院大学前」に皆さん無事集合していただきました。そして、会友・会員25名と「まちむら交流きこう」の清水氏とで甲州市へ出発しました。「まちむら交流きこう」には、今回の訪問地選定やプレゼン交渉などの企画及び添乗をお願いしています。

初台ICから中央高速道路に入り、府中競馬場とビール工場を左右に見てユーミンの『中央フリーウェイ』で盛り上がりながら、順調に勝沼ICから「牛奥（うしおく）みはらしの丘」に到着しました。ここでは色づき始めた甲府盆地の扇状地を眼下に、甲州市役所の農林振興課・果樹農林担当主任の三森様から峡東地域日本農業遺産について学びました。峡東地域（甲州市、山梨市、笛吹市）は、「扇状地に適応した果樹農業システム」として2017年に日本農業遺産に、2022年に世界農業遺産に認定されています。

世界農業遺産とは、国際連合食糧農業機関（FAO）が、①食料及び生計の保障、②農業生物多様性、③地域の伝統的な知識システム、④文化、価値観及び社会組織、⑤ランドスケープ及びシースケープの特徴、の5つの基準と保全計画に基づき評価・認定する制度です。単に桃やブドウなどの農産物の生産量が多いだけで認定されるわけではなく、その土地の環境に適応しようとする技術の開発、農業の歴史に根付いた文化、さらに景観の有効利用などの条件が揃って初めて申請が可能になります。これらを一体的に維持・保全しようとする地域の「システム」が認定対象であり、「システム」を次世代に継承することがこの認定制度の目的です。世界で24ヶ国78地域、日本では15地域が認定（2023年7月現在）されており、甲州市では、農産物の高付加価値化とともに観光や農産物購買の促進につなげようと内外への周知活動に力を入れています。今回、市役所を出てまで説明に来て頂いたのもその一環と思われます。



牛奥みはらしの丘にて

今や山梨県特産になっているブドウは、扇状地の狭い農地では安定した生産が難しい果物でした。そのため、フランスなどとは異なる甲州式棚と疎植・大木仕立てなど、多くの技術が開発されました。これらは、多雨・湿潤な環境でも風通しを良くし、安定したブドウ生産を行うための独創的技術で、現代の日本ブドウ栽培の基本技術になっています。また、扇状地はその地形・地質から水の確保が難しいところです。そのため、古くは数百年前といわれる水路の「堰」（峡東地域では「セギ」と呼ばれる）が開削され、それも大小300以上が張り巡らされたことにより、この地域の給水が可能になっています。現在も農業用水や生活用水として利用されていますが、この堰を維持・管理するための組織活動は現在にも受け継がれ、その活動と地域における人と人との繋がりが、これまで幾多の災害等乗り越え、この果樹農業システムを維持してきました。今回、説明を聞いて初めて世界農業遺産を知り、関心を持たれた方から多くの質問もあり、1時間近くを過ごしました。

次に訪れた恵林寺は、1330年に夢窓国師により創建された臨済宗妙心寺派の古刹です。戦国の雄、武田

信玄の墓所で、柳沢吉保夫妻の廟所にもなりました。夢窓国師の築庭となる池泉回遊式庭園（国指定名勝）や生前の武田信玄の姿を写したと伝えられる武田不動尊、「心頭滅却すれば、火も自ずから涼し」の快川国師（快川紹喜）の逸話など見どころがたくさんありました。空と紅葉、建物のコントラストもすばらしく、熱心に写真を撮られている方もたくさんおられ、皆さん美しい古刹を満喫されていました。

昼食は、地元の養老酒造が営む築200年の古民家を改造した「蔵元ごはん&カフェ 酒蔵糧」で自家製酒粕や地元野菜を使ったおいしい粕汁、粕漬け鮭の定食を頂きました。ジャズコンサートも行われる歴史と風情のある建屋で、平日にもかかわらず、多くの方が立ち寄る人気店でした。

酒蔵は、ほぼ家族経営という山梨県で最も小さい酒蔵ですが、丁寧な酒造りで知られ地酒の飲み比べのメニューもありました。

昼食後に近くの（大井俣）窪八幡神社を散策。実はこの神社、重要文化財を11件有する859（貞観元）年創建の由緒ある神社で、横長の古来形式神殿は、深い趣の中に強いパワーを感じる穴場スポットでした。



恵林寺で庭園を眺む



ルミエールワインセラーでソムリエの説明を聴く

その後、次の目的地である宮光園に向かいました。

宮光園は、山梨県でワイン醸造を手掛けたパイオニアの宮崎光太郎にちなんだ宮崎葡萄酒醸造所と観光葡萄園を併せた総称で、現在は甲州市が管理・運営しています。1877（明治10）年に創設された大日本山梨葡萄酒会社から高野正誠と土屋龍憲がフランスに留学して、帰国後に本格的なワイン造りが始まりますが、その後は会社解散などの苦難にも見舞われます。宮光園には、日本ワイン製造に至るまでの道のりのほか、皇族の行啓や行幸の写真、観光葡萄園としての経営に関する数多くの資料などが展示されています。ここでは、宮光園スタッフの解説のほか、当時の人力に頼ったワイン造りの様子を撮影したビデオにも皆さん感銘を受けられたようでした。宮光園の隣には、シャトー・メルシャン ワイン資料館があり、ワイン製造に関する資料のほか、ワインショップも併設されていました。蔵限定の銘柄も多く販売され、ここならではの飲み比べのメニューもありましたので、もっと時間が欲しかったという感想もありました。

最後に、ルミエールワイナリーでワイン造りの「今」を見学しました。ブドウ畑（ヴィンヤード）～醸造工程～地下セラー（貯蔵・熟成蔵）～瓶詰行程を、ソムリエの説明を聞きながら約30分かけて巡りました。

同社は、1885（明治18）年降矢醸造場として創立され、1943（昭和18）年より㈱甲州園、1992（平成4）年に現社名（株式会社ルミエール）に改名しています。日本初のヨーロッパ型横蔵式地下発酵槽の「石蔵発酵槽（登録有形文化財）」によるワイン作りを現代に受け継ぎ、そのワインは独特の風味を醸し出しています。見学後は、ルミエール製の新酒から最上位品まで、赤白20種類ほどのワインを自動サーバー（20ml/回～、有料）で試飲でき、多くの方が購入もされていました。

最後の訪問を終えて、ほぼ予定通りに勝沼ICから帰路につきました。中央高速は平日でも夕方、上りが激しく渋滞し、新宿着が19～20時になることもあるという運転手さんの言葉にヒヤヒヤしましたが、18時半過ぎに新宿駅西口に到着できました。

今回は、久々に山梨県を訪れ、峡東地域の世界農業遺産をメインテーマに、ブドウ造り、ワイン造りの歴史と「今」を学びました。自治体の努力によりこの認定を得ることができましたが、具体的な成果に繋げることが目的であり、これからも関心を持って見守りたいと思います。皆さんも是非この峡東地域を訪れて、世界農業遺産の「食」、「歴史」、「文化」、「景観」を実感されては如何でしょうか。（主幹事 福永信幸）

## 画友会

### 審査員とめぐる第10回日展観賞会

日時：11月20日（月）14時～16時

場所：国立新美術館

解説：画友会講師・日展会員（今年の審査員）

・東光会副理事長 松田 茂氏

参加者：会員・会友11名

画友会の松田茂先生のご案内による「日展観賞会」は、広く会員・会友とご家族に呼びかけて、2018年と2019年に開催しましたが、その後コロナの影響もあり中断していました。今回は4年ぶりの開催となりました。

参加者11名のうち日展は初めてという方は2名でしたが、最初に松田先生より日展の歴史 明治40年＝1907年に第1回文展（文部省美術展覧会）として始まって、その後何度かの改組をへて現在の形での第10回となったことや、顧問・会員・準会員などの組織、「特選」をうけるのは入選者（準会員になる前段階）であること、日本画・洋画・彫刻・工芸美術・書の5科に分かれていること、などの解説を頂きました。

3000点以上の作品があるので、彫刻・工芸美術・書については主要な作品のみにとどめ、日本画と洋画に関しては特選作品や主要な作品について少し時間をかけて鑑賞しました。日本画と洋画は使用する絵具などに違いがあるものの、表現の仕方が次第に近づいてきている印象でした。書については書かれた文字が読めないというのが第一印象でした。急ぎ足での2時間あまりの見応えのある観賞会でした。（城戸崎雅崇）



# 事務局通信



## ◆行事報告

### 第213回理事会

11月16日(木)10:00~12:00 事務局 3  
オンライン 15

### 会報委員会

11月13日(月)10:00~12:15 事務局 7  
11月18日(土) メール交換 7

### 広報委員会

11月9日(木)10:00~11:00 事務局 1  
オンライン 7  
15:30~17:00 福祉センター江戸川橋 7  
(内2021年度以降入会者 2名)

## ◇一般部会

### 第803回講演会

11月1日(水)14:00~16:00 日比谷図書文化館 39  
オンライン 53

講 師 東京学芸大学名誉教授 大石 学氏  
演 題 家康一戦国から江戸へ

### 第580回研修見学会

11月8日(水)8:00~18:15 峡東地域世界農業遺産、  
恵林寺、宮光園、シャトー・メルシャンワイン資料館、  
ルミエールワイナリー 25

## ◇監査部会

### 第364回監査セミナー

11月6日(月)14:00~16:30 日比谷図書文化館 35  
オンライン 51  
(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講 師 東京大学 社会科学研究所教授 博士(法学)  
田中 亘氏

テーマ M & Aに関するルール整備の動向  
ー同意なき買収と防衛策との関係を中心にー

### 23年度第5回監査基礎講座

11月24日(金)14:00~17:00 文京区民センター 16  
オンライン 22  
(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講 師 シンバイオ製薬(株) 取締役常勤監査等委員  
渡部 潔氏

テーマ 内部統制と監査役の役割

### 23年度第4回会計基礎講座

11月7日(火)14:00~17:00 文京シビックセンター 8  
オンライン 21

講 師 元日本鑄造(株)監査役 阿部俊彦氏

テーマ 簿記の概要と会計理論

### 第279回監査実務研究会

11月30日(木)14:00~17:00 文京シビックセンター 17  
オンライン 25

(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

問題提起者 アストマックス(株)監査役 久武昌人氏

コーディネータ 元日本オキシラン(株)常勤監査役

板垣隆夫氏

テーマ コーポレートガバナンスに関する諸制度  
の現状と課題ー監査機能を担う者として  
の対応についてー

### 第107回スタディグループ分科会

11月14日(火)14:00~16:30 文京シビックセンター 15  
オンライン 17

発表者 (株)ピカパカ常勤監査役 室 雅章氏

小原化工(株)常勤監査役 石井浩和氏

アストマックス(株)監査役 久武昌人氏

王子エンジニアリング(株)常勤監査役

田島 洋氏

三菱電機インフォメーションシステムズ(株)

常任監査役 山川 晃氏

テーマ 情報通信技術 (ICT) の進化と監査役

### 第126回監査技術ゼミ

11月2日(木)14:00~17:00 文京シビックセンター 11  
オンライン 40

(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講 師 MS & AD インターリスク総研

主席コンサルタント 森本真弘氏

テーマ ウェルビーイング経営

ー企業価値向上を目指す“深化型”健康経営ー

## ◇生涯学習部会

### 句遊会 例会

11月1日(水)13:00~15:00 菱友会会議室 10

### 写友会 例会

11月20日(月)13:30~17:00 文京区民センター 19

### 画友会 例会

11月6日(月)13:00~16:30 文京シビックセンター 6

日展鑑賞会

11月20日(月)14:00~16:00 国立新美術館 11

### 楽友会 例会

11月24日(金)13:00~16:30 福祉センター江戸川橋 15

### 棋友会 将棋大会

11月19日(日)10:00~17:00 文京区民センター 9

例会

11月28日(火)13:00~17:00 六甲クラブ 5

## ◇同好会

### 楽器演奏同好会

11月12日(日)13:15~17:00 横浜練習会場 9

### エッセイクラブ

11月21日(火)11:30~13:30 如水会館 7

### 江戸文化研究会

11月12日(日)15:00~17:00 文京区民センター 10+2

## ◆会員・会友異動

(会員から会友へ)

○吉澤大輔 (株)シンリョウ 経営管理部 部長

(会友退会)

○石川 均 元(株)GS I クレオス

| 会 員 | 会 友 | 計   |
|-----|-----|-----|
| 190 | 141 | 331 |

2023年11月末現在

## 編集後記

★監査セミナーでは東京大学社会科学研究所の田中教授が「M & Aに関するルール整備の動向」を、裁判例を交えながら説明されました。経産省では2023年8月「企業買収における行動指針」の3原則を公表しており、従来「敵対的買収」と呼ばれているものを中立的な「同意なき買収」と呼ぶようにしています。MOM (Majority of Minority) 決議という文言も登場しました。今後の企業買収に注目です。★講演会では、数々のNHK大河ドラマの時代考証を担当した東京学芸大学名誉教授の大石学氏が「家康一戦国から江戸へ」の演題で、江戸時代のイメージは、従来の「封建制」から「初期近代」、近代化の第一歩と変化しつつあるとして、様々な切り口で講演されました。★世界情勢は混沌としています、平和な方向に進んでいくことを祈っております。

(川村知重)



## 句遊会

十一月詠草

兼題：湯冷め、納豆、当季雑詠

心地良き時味はひて湯冷めかな

石原 克己

湯冷め酔ひ醒め細り行く心かな

佐藤 政百

木杓子で鍋よりよそふ納豆汁

城戸崎雅崇

納豆に卵かき混ぜ朝ご飯

川田 勝美

納豆の芥子を効かせもう一膳

安井 正浩

式根島通い慣れたる避寒宿

大仲 正敏

待ち遠し隣家の庭に柿たわわ

中山 知祐

遠き日の恩師の庭の柿の味

新谷 亮介

秋空の雲より白し稲田石

森 邦彦

秋の夜やいびき咎めた妻もかいており

眞田 宗興

## 写友会

「屏風ヶ浦」

榎本 光宏



撮影場所：千葉県銚子市

銚子市から旭市の刑部岬まで約 10km にわたり 40m ～ 50m の断崖が続きます。  
切り立った断崖が続くさまは、「東洋のドーバー」とも呼ばれています。